解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月十七日熊本地方裁判所山鹿支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

熊本県山鹿市山鹿三七七番地

宗教法人實相寺教会

清算人　弁護士　田中　俊夫

連絡先　熊本市中央区京町一―一一―三

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大分県大分市大字鴛野字行衛一〇一八番地の一

医療法人厚明会

清算人　小野　哲男

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年十二月九日文部科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

山形県酒田市飯森山三丁目五番地の一

学校法人東北公益文科大学

清算人　上野　隆一

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月二十六日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

千葉県習志野市谷津七丁目一二番五四号

習志野市ＪＲ津田沼駅南口土地区画整理組合

清算人代表　三代川和彦

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年三月三十日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神奈川県南足柄市内山一四四五番地

清算法人南足柄市内川土地改良区

清算人代表　鈴木　正

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

岐阜市田神一〇番二八号

医療法人石川内科クリニック

清算人　石川　貴之

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

京都市中京区三条通烏丸東入ル梅忠町二四番地　三条ＣＯＨＪＵ　ＢＬＤＧ．三Ｆ

医療法人多田消化器クリニック

清算人　多田　正大

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月二十六日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申出ください。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

島根県松江市乃白町二二二四番地

松江市乃白田和土地区画整理組合

代表清算人　持田　光敏